

令和4年6月7日招集

## 令和4年第3回琴浦町議会定例会

### 【諸般の報告】

報告第3号 専決処分について〔琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について〕

報告第4号 専決処分について〔建設工事請負変更契約の締結について(物産館ことうらリニューアル改修工事)〕

報告第5号 繰越明許費に係る繰越計算書の報告について(一般会計)

報告第6号 事故繰越に係る繰越計算書の報告について(一般会計)

報告第7号 繰越予算に係る繰越計算書の報告について(水道事業会計)

報告第8号 繰越予算に係る繰越計算書の報告について(下水道事業会計)

報告第9号 令和3年度琴浦町土地開発公社決算報告書の提出について

## 報告第3号

### 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

- 1 琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を  
改正する条例

令和4年6月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、  
下記事件を別紙のとおり専決する。

### 記

琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を  
改正する条例

令和 4 年 3 月 31 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和4年琴浦町条例第17号

琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を  
改正する条例

琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(令和3年琴浦町条例第22号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者につい</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 町長は、法第2条第2項の規定による公示の日(以下「公示日」という。)から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄に掲げる事業の用に供する設備で同法第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの(以下「特別償却設備」という。)の取得等(租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第28条の9第10項に規定する資本金の額等(以下「資本金の額等」という。)が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。)をした者について、当該特</p>

て、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1)及び(2) 略

別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をする。

(1)及び(2) 略

#### 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

## 報告第4号

### 専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
つぎのとおり専決したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

#### 1 建設工事請負変更契約の締結について

〔物産館ことうらリニューアル改修工事〕

令和4年6月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、  
下記事件を別紙のとおり専決する。

### 記

建設工事請負変更契約の締結について

[物産館ことうらリニューアル改修工事]

令和 4 年 3 月 1 8 日

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和3年8月6日付で議決を得た、物産館ことうらリニューアル改修工事について、「議会の権限に属する事項中、町長において専決処分すべき事項の指定について」第2条の規定に基づき、次のとおり契約の変更を行ったので報告します。

○第1回変更契約後

工 事 名：物産館ことうらリニューアル改修工事

工 事 場 所：琴浦町大字別所

工事完成期限：令和4年3月25日

請 負 金 額：191,609,328円

契約の方法：限定公募型指名競争入札

契 約 者：【氏名】物産館ことうらリニューアル改修工事

高野組・チュウブ特定建設工事共同企業体

【代表者住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕817番地7

【代表者氏名】株式会社高野組 代表取締役 高力 久美

【構成員住所】鳥取県東伯郡琴浦町大字逢東1061-6

【構成員氏名】株式会社チュウブ 代表取締役社長 小柴 雅央

変更後	変更前
請 負 金 額 <u>一金 191,609,328円</u>	請 負 金 額 <u>一金 188,100,000円</u>

備考 変更部分は下線の部分である。

※3,509,328円の増額

【増額の主な理由】

施工条件への対応及び入店予定者の要望への対応による。

報告第 5 号

繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

令和 3 年度琴浦町一般会計における翌年度繰越明許費の繰越額について、  
地方自治法施行令(昭和 2 2 年政令第 1 6 号)第 1 4 6 条第 2 項の規定によ  
り報告する。

令和 4 年 6 月 7 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

# 令和3年度琴浦町一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源
						国支出金	県支出金	未収入特定財源	地方債	
2. 総務費	1. 総務管理費	学校保健特別対策事業	6,300,000	6,300,000		3,150,000				3,150,000
		転出・転入手続きワンストップ化システム改修事業	3,328,000	3,328,000		3,327,000				1,000
		情報通信基盤施設東伯サブセンター発電機修繕事業	5,280,000	5,280,000						5,280,000
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	77,578,000	73,000,000		72,900,000			50,000	50,000
		ふなのえこども園・成美地区公民館建設事業	71,812,000	52,100,000				52,100,000		
		旧小学校電気設備修繕事業	427,000	253,000						253,000
		住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金支給事業	204,488,000	49,407,309		49,407,309				
		子育て世帯への臨時特別給付金支給事業	127,700,000	1,516,634		1,516,634				
		情報収集等業務効率化支援事業	120,000	120,000		120,000				
		県営基幹水利施設更新事業	121,325,298	39,697,481				35,700,000		3,997,481
5. 農林水産業費	1. 農業費	田越・笠見地区浸水対策事業	34,650,000	34,650,000				34,600,000		50,000
		担い手育成対策事業	15,000,000	15,000,000			15,000,000			
		令和3年度雪害圃芸施設等復旧対策事業	9,200,000	9,200,000			5,915,000			3,285,000
		産地生産基盤パワーアップ事業	54,524,000	54,524,000			54,524,000			
		畜産災害復旧支援事業	3,550,833	3,550,833			3,411,666			139,167
		畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業	319,949,000	311,066,000			311,066,000			
		農地中間管理機構関連農地整備事業	9,743,000	6,399,956	91,260		654,000	5,000,000		654,696

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入 特定財源	左の財源内訳				一般財源	
						国支出金	県支出金	未収入特定財源			その他
								地方債	地方債		
5. 農林水産業費	1. 農業費	新規就農者住宅跡地造成事業	19,563,000	12,525,360						12,525,360	
		基幹的路網整備事業	3,600,000	3,600,000						3,600,000	
		森林作業路網災害復旧対策事業	3,525,000	3,525,000		2,175,000				1,350,000	
6. 商工費	3. 水産業費	船底等付着物防汚作業緊急支援事業	145,000	145,000						145,000	
		1. 商工費	605,000	605,000						605,000	
		ポート赤碓店舗トイレ改修事業	605,000	605,000						605,000	
7. 土木費	1. 土木管理費	船上山山焼き事業	1,016,000	1,016,000						1,016,000	
		物産館ことうらすらいド扉修繕事業	996,600	996,600						996,600	
		東山田地区急傾斜地崩壊対策事業	3,543,000	639,068			400,000	127,814		111,254	
9. 教育費	2. 小学校費	防災減災浸水被害防止対策流域等調査事業	15,000,000	15,000,000						15,000,000	
		道路維持管理事業	60,715,000	20,685,989			13,400,000			7,285,989	
		町道等改良整備事業	285,964,000	191,219,688	41,315	107,558,740	3,840,000	71,500,000		8,279,633	
10. 災害復旧費	1. 農林水産業災害復旧費	八橋小学校図書室空調設備更新事業	8,967,000	8,967,000		1,234,000				5,633,000	
		現年発生農地災害復旧事業	160,020,000	95,231,316	40,676		62,639,057	2,900,000	514,000	29,137,583	
		現年発生農業用施設災害復旧事業	281,666,000	178,060,200	47,177		121,622,856	500,000	232,029	55,658,138	
2. 公共土木施設災害復旧費	2. 公共土木施設災害復旧費	現年発生農地小災害復旧事業	5,653,000	3,049,800			760,950	1,000,000	244,000	1,044,850	
		現年発生農業用施設小災害復旧事業	13,629,000	4,686,632			576,991	2,800,000	176,000	1,133,641	
		現年発生林道災害復旧事業	30,867,000	16,226,000			10,657,000	900,000		4,669,000	
合計		現年発生林道小災害復旧事業	9,897,000	9,600,000			6,200,000	480,000		2,920,000	
		公共土木施設災害復旧費	139,768,000	89,405,424	27,971	47,086,680	24,200,000			18,090,773	
		公共土木施設小災害復旧費	10,200,000	5,101,984						5,101,984	
			2,120,314,731	1,325,679,274	248,399	286,180,363	592,962,520	1,823,843	191,164,149		

報告第 6 号

事故繰越に係る繰越計算書の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220号第3項ただし書の規定に基づき令和3年度琴浦町一般会計予算に係る事故繰越について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和3年度琴浦町一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位:円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担行 為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
				支出済額	支出 未済額			国支出金	県支出金	地方債	その他					
													支出済額	支出 未済額	国支出金	
5. 農林水 産業費	1. 農業費	ため池防災減災 対策推進事業	3,296,766	858,000	2,438,766	0	2,438,766	0	0	0	2,400,000	0	0	0	38,766	
	合計		3,296,766	858,000	2,438,766	0	2,438,766	0	0	0	2,400,000	0	0	0	38,766	

報告第 7 号

繰越予算に係る繰越計算書の報告について

令和 3 年度琴浦町水道事業会計における翌年度繰越額について、地方公  
営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 26 条第 3 項の規定により報告す  
る。

令和 4 年 6 月 7 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

# 令和3年度琴浦町水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな印資産の購入限度額	説明
						当年度損益勘定留保資金	企業債	補償費等			
1資本的支出	1建設改良費	上水道配水管布設替等工事	184,439,000	126,823,400	57,059,000	5,508,000	49,000,000	2,551,000	556,600	0	近接する上水道工事との調整に時間を要したため
			12,469,000	891,000	10,000,000	10,000,000	0	0	1,578,000	0	製品の納期が当初の予定より時間を要したため。
	合	計	196,908,000	127,714,400	67,059,000	15,508,000	49,000,000	2,551,000	2,134,600	0	

報告第 8 号

繰越明許費に係る繰越計算書の報告について

令和 3 年度琴浦町下水道事業特別会計における翌年度繰越明許費の繰越額について、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 4 6 条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 6 月 7 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

# 令和3年度琴浦町下水道事業特別会計繰越明許費計算書

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	既収入特定財源	左の財源内訳				一般財源
						未収入特定財源				
						国支出金	県支出金	地方債	その他	
1.下水道費	1.下水道費	公共下水道事業	132,419,000	56,308,700	2,520,400	19,590,000		26,600,000		7,598,300
		特定環境保全公共下水道事業	93,653,000	74,881,600	3,478,784	27,025,000	38,400,000		5,977,816	
合 計			226,072,000	131,190,300	5,999,184	46,615,000	65,000,000		13,576,116	

報告第 9 号

令和 3 年度琴浦町土地開発公社決算報告書の提出について

令和 3 年度琴浦町土地開発公社の経営状況については、適切な執行運営  
されているものと判断し、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3  
条の 3 第 2 項の規定により提出する。

令和 4 年 6 月 7 日 提 出

琴 浦 町 長 福 本 ま り 子

令和3年度

琴浦町土地開発公社決算報告書

決 算 報 告 書

1. 法人の概要

(1) 名 称 琴浦町土地開発公社

(2) 目 的 町の総合開発の円滑な推進を図るため、当該開発事業に必要な土地の取得、造成及び当該土地に係る物件の取得並びに補償を行い、もって町勢発展に寄与する。

(3) 設 立 年 月 日 昭和48年8月24日

(4) 設 立 登 記 年 月 昭和48年9月1日

(5) 合 併 に よ る 登 記 変 更 年 月 日 平成17年4月13日

(6) 基 本 財 産 町からの出資金 6,000千円

(7) 役 員 理 事 10 名 監 事 2 名 理 事 長 田 邊 正 博

(8) 所 在 地 鳥取県東伯郡琴浦町大字徳万591番地2

2. 令和3年度事業実施状況

本年度は、次のとおり事業を実施した。

- (1) 槻下北住宅団地の宅地販売事業を継続した。

販売対象数	1区画	契約数	0区画	未契約数	1区画
-------	-----	-----	-----	------	-----
  
- (2) 槻下南第2団地の宅地販売事業を継続した。

販売対象数	1区画	契約数	1区画	未契約数	0区画
-------	-----	-----	-----	------	-----

収入 収益的収入及び支出

(単位：円)

収入 款	項	予			算		額	減	増	減	備	考
		当初予算	補正額	流用増減	合計	合計						
① 事業収益		9,659,000	-	-	-	9,659,000	-	△ 4,826,000				
② 事業外収益		54,000	-	-	-	54,000	-	△ 50,566				
	1. 受取利息	2,000	-	-	-	2,000	-	△ 66				
	2. 雑収入	52,000	-	-	-	52,000	-	△ 50,500				
収入	合計	9,713,000	-	-	-	9,713,000	-	△ 4,876,566				

支出

(単位：円)

支出 款	項	予			算		額	減	増	減	備	考
		当初予算	補正額	流用増減	合計	合計						
① 事業原価		8,572,174	-	-	-	8,572,174	-	△ 3,941,387				
② 販売費及び一般管理費		8,572,174	-	-	-	8,572,174	-	△ 3,941,387				
	1. 土地造成事業原価	633,000	-	-	-	633,000	-	△ 417,420				
	1. 販売費及び一般管理費	633,000	-	-	-	633,000	-	△ 417,420				
③ 事業外費用		-	-	-	-	-	-	0				
	1. 支払利息	-	-	-	-	-	-	0				
④ 予備費		100,000	-	-	-	100,000	-	△ 100,000				
	1. 予備費	100,000	-	-	-	100,000	-	△ 100,000				
支出	合計	9,305,174	-	-	-	9,305,174	-	△ 4,458,807				

令和3年度琴浦町土地開発公社決算明細書

収入(詳細)

(単位:円)

款	項	目	節	金額	備	考
①	事業収益					
	1. 土地造成事業収益			4,833,000		
		1. 住宅用地売却収益		4,833,000		
			1. 住宅用地売却収益	4,833,000	槻下南(2)団地 11号区画 合計1区画	
②	事業外収益					
	1. 受取利息			3,434		
				1,934		
		1. 受取利息		1,934		
			1. 受取利息	1,934	預金利子	
	2. 雑収入			1,500		
				1,500		
		1. 雑収入		1,500		
			1. 雑収入	1,500	電柱敷地料 (槻下北団地36区内	NTT 1,500円)
		収入合計		4,836,434		



資本的収入及び支出

(単位：円)

収入 款	項	予				算		額	合計	決算額	増減	備考
		当初	予算	補正	額	流用	増減					
① 資本的収入		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	1. 長期借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 短期借入金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	収入合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(単位：円)

支出 款	項	予				算		額	合計	決算額	増減	備考
		当初	予算	補正	額	流用	増減					
① 資本的支出		100,000	-	-	-	-	-	100,000	0	△ 100,000		
	1. 土地造成事業費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	2. 長期借入償還金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	3. 短期借入償還金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	4. 予備費	100,000	-	-	-	-	-	100,000	0	△ 100,000		
	支出合計	100,000	-	-	-	-	-	100,000	0	△ 100,000		

資 本 的 收 入 及 び 支 出  
 収入 (詳細) (単位：円)

款 項	目	節	金 額	備 考
① 資 本 的 收 入			-	
1. 長 期 借 入 金			-	
	1. 金 融 機 関 借 入 金		-	
		1. 金 融 機 関 借 入 金	-	
2. 短 期 借 入 金			-	
	1. 町 費 借 入 金		-	
		1. 町 費 借 入 金	-	
	2. 金 融 機 関 借 入 金		-	
		1. 金 融 機 関 借 入 金	-	
収 入 合 計			-	



令和3年度琴浦町土地開発公社損益計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

1 事業収益				
(1) 土地造成事業収益		4,833,000	円	
2 事業原価、販売及び一般監理費				
(1) 土地造成事業原価		4,630,787	円	
(2) 販売費及び一般監理費		215,580	円	
小計		4,846,367	円	
事業収益計		-13,367	円	
3 事業外収益				
(1) 預金利息		1,934	円	
(2) 雑収入		1,500	円	
小計		3,434	円	
4 事業外費用				
(1) 支払利息		-	円	
経常利益計		-9,933	円	
5 特別損益				
(1) 前期損益修正益		-	円	
当年度純利益		-9,933	円	
前期繰越準備金		141,106,246	円	
当年度末処分利益余剰金		141,096,313	円	
		収益計	4,836,434	円
		費用計	4,846,367	円
			-9,933	円

令和3年度琴浦町土地開発公社貸借対照表  
 (令和4年3月31日現在)

(単位：円)

科 目		金 額	科 目		金 額
1. 流	動 産		1. 流	動 負	
(1) 現	金	147,096,313	(1) 未	払 債	-
(2) 未	預 金	143,154,926	(2) 短	借 入 金	-
(3) 公	収 取 地 金	-	2. 固	定 借 入 債	-
(4) 完	有 地 土 得 等	-	(1) 長	期 借 入 金	-
(5) 宅	成 地 造 成	3,941,387		負 債 合 計	-
			3. 資	本 金	6,000,000
			(1) 資	本 金	6,000,000
			4. 準	備 金	141,096,313
			(1) 前	期 繰 越 準 備 金	141,106,246
			(2) 当	期 純 利 益	△ 9,933
			資	本 合 計	147,096,313
			負	債 ・ 資 本 合 計	147,096,313
			資	産 合 計	

キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

1	事業活動によるキャッシュ・フロー	
	土地造成事業収入	4,833,000
	その他の事業収入	1,500
	土地造成事業支出	△ 215,580
	その他の事業支出	4,618,920
	小計	1,934
	利息の受取額	-
	固定資産税還付金額	-
	利息の支払額	-
	事業活動によるキャッシュ・フロー	4,620,854
2	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	長期借入れによる収入	-
	長期借入金返済による支出	-
	短期借入れによる収入	-
	短期借入金返済による支出	-
	財務活動によるキャッシュ・フロー	-
3	現金及び現金同等物期首残高	138,534,072
4	現金及び現金同等物期末残高	143,154,926
5	現金及び現金同等物増加額	4,620,854

令和3年度琴浦町土地開発公社準備金計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日)

前年度未処分利益準備金	141,106,246円
繰越利益剰余金年度末残高	-円
前年度未処分利益準備金	141,106,246円
当年度純利益額	△9,933円
当年度未処分利益準備金	141,096,313円

令和3年度琴浦町土地開発公社準備金処分計算書

当年度未処分利益準備金	141,096,313円
利益準備金処分額	-円
翌年度繰越利益準備金	141,096,313円

監 査 報 告 書

令和3年度琴浦町土地開発公社決算監査の結果、会計経理事務は適切に執行されており、関係書帳簿、諸証書類、預金通帳等すべて決算額に合致し、正確に処理されていることを認める。

令和4年5月9日

琴浦町土地開発公社



山根礼子

監 事



西長和教

監 事